

令和4年山形村議会第1回定例会

議事日程（第1号）

令和4年2月28日（月曜日）午前 9時00分開会

開会宣告

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

自 令和4年2月28日

(11日間)

至 令和4年3月10日

日程第 3 村長あいさつ・行政報告

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 施政方針演説

《提案説明、質疑、討論、採決》

日程第 6 同意第 1号

《提案説明、質疑、委員会付託》

日程第 7 議案第 2号

日程第 8 議案第 3号

日程第 9 議案第 4号

日程第10 議案第 5号

日程第11 議案第 6号

日程第12 議案第 7号

日程第13 議案第 8号

日程第14 議案第 9号

日程第15 議案第10号

日程第16 議案第11号

日程第17 議案第12号

日程第18 議案第13号

日程第19 議案第14号

日程第 2 0 議案第 1 5 号
日程第 2 1 議案第 1 6 号
日程第 2 2 議案第 1 7 号
日程第 2 3 議案第 1 8 号
日程第 2 4 議案第 1 9 号
日程第 2 5 議案第 2 0 号
日程第 2 6 議案第 2 1 号
日程第 2 7 議案の委員会付託

出席議員（12名）

1 番 春 日 仁 君	2 番 大 池 俊 子 君
3 番 上 條 倫 司 君	5 番 百 瀬 昇 一 君
6 番 新 居 禎 三 君	7 番 大 月 民 夫 君
8 番 百 瀬 章 君	9 番 竹 野 入 恒 夫 君
1 0 番 小 林 幸 司 君	1 1 番 小 出 敏 裕 君
1 2 番 福 澤 倫 治 君	1 3 番 三 澤 一 男 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 本庄利昭 君	副 村 長 赤羽孝之 君
教 育 長 根橋範男 君	総務課長兼 会計管理者 上條憲治 君
企 画 振 興 課 長 藤沢洋史 君	税 務 課 長 篠町通憲 君
住 民 課 長 中川俊彦 君	保 健 福 祉 課 長 篠原雅彦 君
子 育 て 支 援 課 長 堤 岳志 君	産 業 振 興 課 長 村田鋭太 君
建 設 水 道 課 長 古畑佐登志 君	教 育 次 長 小林好子 君

総務課
財政係長 児玉佳子 君

事務局職員出席者

事務局長 宮澤寛徳 君 書記 上條美季 君

◎開会宣告

○議長（三澤一男君） おはようございます。これより、令和4年第1回山形村議会定例会を開会いたします。

本日の会議に先立ちまして、皆様に申し上げます。新型コロナウイルス感染症の感染抑制を図るため、今定例会においても、マスクの着用など、感染防止策へのご理解とご協力を改めてお願いいたします。

次に、報道関係者から取材の申込みがありましたので、これを許可しました。

◎開議宣告

○議長（三澤一男君） それでは、全員が出席で、定足数に達しておりますので、直ちに本会議に入ります。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（三澤一男君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三澤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、3番、上條倫司議員、5番、百瀬昇一議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（三澤一男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る2月18日開催の議会運営委員会において、本定例会の会期を、本日から3月10日までの11日間にすべきものと決定いたしましたが、これにご異議ございません。

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認めます。よって、今議会定例会の会期は、本日から3月10日までの11日間と決定いたしました。

◎村長招集あいさつ・行政報告

○議長（三澤一男君） 日程第3、村長より行政報告を兼ねて、招集のあいさつをお願いします。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長（本庄利昭君） 本日ここに、令和4年第1回山形村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多用の中、全員のご出席を賜り、誠にありがとうございます。

過日、中国北京で開催されました冬季オリンピックで、フリースタイルスキー男子モーグルに出場され、9位に入りました山形村在住の杉本幸祐選手の活躍は、山形村に明るい爽やかな風を届けていただきました。

この冬は例年に増して寒い日が続いておりましたが、ようやく早春の気配が感じられる季節を迎えました。

去る2月24日、ロシアのウクライナ侵攻は、東欧の安全保障の重大な危機であり、また、国際社会の極めて難解な外交課題であります。

さて、我が国の緊急の重要課題でありますコロナウイルス感染症は、全国でオミクロン株の感染が広がり、今や第6波の真ただ中であります。

長野県では、1月27日から2月20日までの「まん延防止等重点措置」がさらに3月6日まで適用期間が延長されております。当村においても、高齢者施設や学校での集団感染が発生するなど、連日感染者が報告される状況が続いております。

コロナ対策の重要施策であります3回目のワクチン接種につきましては、高齢者、基礎疾患のある方から順次集団接種を行っております。また、今後も感染拡大を防止するため、感染防止対策に努めてまいります。

12月以降の工事の発注状況につきましては、お手元に配付させていただきました資料の「工事の発注状況」を御覧いただきたいと思います。

本日、任期4年の節目となる第1回議会定例会の開会に提案申し上げます議案は、人事案件が1件、新年度予算7件、補正予算5件、条例の一部改正7件、その他1件の計21件でございます。それぞれご審議を賜りますよう、お願い申し上げます、招集のあいさつとさせていただきます。

◎諸般の報告

○議長（三澤一男君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長活動状況の報告から説明員の出席要求につきましては、印刷してお手元に配付のとおりですので、ご承知ください。

◎施政方針演説

○議長（三澤一男君） 日程第5、施政方針演説を行います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議員各位には、日頃の議員活動、また、議決機関としての議会運営を通し、村政の発展にご尽力を頂いておりますことに深く感謝を申し上げます。

本日ここに、新年度に臨む私の施政方針を申し上げ、議員各位及び村民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

初めに、今、我が国は、オミクロン株の感染拡大のピークに直面しております。

当村では、今月に入り、高齢者施設や小学校でも集団感染が発生するなど、2月だけでも130人を超える感染者が確認されております。今後も徹底したコロナ感染症の予防対策を進めてまいります。コロナ禍において感染され苦勞をされている方にはお見舞いを申し上げ、また、長期にわたり新型コロナ感染症対応の最前線でご尽力を頂いております医療機関・福祉施設などのエッセンシャルワーカーの皆様には、改めて敬意を表し感謝を申し上げます。

さて、国政では、格差や貧困の拡大、都市と地方の格差、自然に負荷をかけ過ぎたことによる気候変動問題、分厚い中間層の衰退など健全な民主主義が危機的な状況にあります。

岸田内閣は、様々な弊害を是正する仕組みを「成長戦略」と「分配戦略」の両面か

ら新しい資本主義の実現を目指すとしております。

成長戦略では、デジタル・気候変動・科学技術などの社会課題の解決を図りながら、経済を再生し、成長と分配の好循環を生み出す新しい資本主義の実現により、官と民が全体像を共有し、協働することで、豊かで、生き生きと暮らせる社会を目指しております。

村政においては、デジタル・気候変動などの社会課題への対応とともに、少子高齢化・人口減少・風食の被害・地域コミュニティの変質など地域特有の課題への対策も喫緊の重要課題であります。

3つの重要戦略について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症と自然災害への対応では、直近の最重要課題でありますコロナ感染症対策としましては、村民の生命と健康を守るため、ワクチンの接種体制を確保し、引き続き迅速かつ確実に予防接種を進めてまいります。

年々激甚化しております自然災害への防災・減災対策については、防災拠点施設として役場・トレセン・いちいの里へ公衆無線LANの整備を行います。昨年8月の豪雨災害の被災箇所の災害復旧や防災減災への対応を行います。また、地域防災の担い手であります消防団員の報酬の引上げなど処遇の改善を行います。

新たな情報発信に向けた取組では、LINEの公式アカウントを活用し、防災情報とともに生活情報やイベントなどの多彩な情報発信が可能なシステムを構築するための取組を行います。

次に人口減対策では、当村の1月現在の人口の推移の状況を見ますと、一昨年は63人、昨年は45人、本年は79人、いずれも減少しております。平成30年作成の後期基本計画での人口目標の約2倍のペースで人口が減少しております。

社会増減では、夫婦でアパートへ転入後、子どもが保育園に入園する頃から村外へ転出するケースが多いように感じております。今後も子育て支援と教育の充実に努めてまいります。また、地域おこし協力隊とも連携し、住みよい山形村の情報発信を行い、移住・定住・空き家対策などの人口増対策を進めてまいります。

次に、行財政改革の推進では、事業評価などを活用し、それぞれの行政サービスの必要性とその在り方を再点検し、最少の経費で最大の村民サービスの実現を目指します。NPO法人スコープに組織機構改革などの助言を受けながら、事務事業を見直し、無駄の削減、効率性の改善を図り、村民と協働による新しい公共活動の在り方を模索し、令和4年度は行財政改革を具現化するための方策を検討してまいります。

次に、事業について申し上げます。

伝承館機能を持つ複合施設の調査研究については、本年度は検討委員会で協議を頂いております。当村の公共施設の将来も見据えて、委員会の報告とともにより具体的な調査研究を進めてまいります。

D Xの推進では、国政の重要戦略でありますデジタル化を推進するため、申請専用端末を導入し、受付イベントや出張受付を実施するなど、従来よりも申請受付の機会を拡充し、デジタル社会の基盤となりますマイナンバーカードの普及に努めます。

また、より身近な役場窓口を目指し、前述のL I N E公式アカウントを活用した道路状況・被災状況などの通報の受付や各種イベントなどの予約受付が可能になります。

令和5年度からの運用を目指し、村税などのコンビニ収納開始に向けた環境整備を行い、村民の皆様の実便性の向上に努めてまいります。

職員の人材育成では、職員が自発的に職場での研修や自己啓発研修・国家資格取得などの職員研修の予算を新たに計上いたしました。職員には時代の変化に対応できるように知識や技術の習得の機会を用意することが必要だと考えております。

環境・産業振興・高齢化対策では、地球温暖化などの環境問題については、地球規模の社会課題でありますので、国県の動向とともに広域的に課題を共有しながら取り組んでまいります。また、風食などの課題は、関係市村・J Aなどと連携し具体的に進めてまいります。

土地改良施設のインフラ長寿命化に伴い、農業の振興を図ります。ポストコロナの商工業の振興に努めてまいります。また、地域に根差した観光振興を模索してまいります。

それぞれの地域で高齢者が生き生きと暮らせる地域社会の仕組みづくりを検討してまいります。

最後になりますが、令和4年度、現在準備を進めております第6次山形村総合計画の策定年度であります。これからの10年は、変革の時代になることが予測されます。

歴史と文化に彩られた活力に満ちた山形村に誇りを持ち、住んでよかったと思える村民主役の住みがいのある村づくりを協働で進めてまいります。

◎同意第1号

○議長（三澤一男君） 日程第6、同意第1号「監査委員の選任につき同意を求めるこ

とについて」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 同意第1号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」の提案説明を申し上げます。

市町村の監査委員の定数は2名で、現在、議員のうちから選任される監査委員1名、見識を有する者のうちから選任される監査委員が1名となっております。

見識を有する者のうちから選任されている監査委員の笹野初雄氏が令和4年3月2日をもって任期満了となります。笹野さんは監査委員として2期8年間ご尽力を頂きました。感謝を申し上げるところでございます。

後任の人事を検討してまいりました結果、見識を有する監査委員として、山形村3367番地の住吉誠氏を選任したいと思います。

地方自治法196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

ご審議をお願い申し上げます。

○議長(三澤一男君) 村長の提案説明が終了しました。

ここで、議案審査についてお諮りします。

議会運営委員会において、同意第1号については、委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して詳細説明を受けることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認めます。

よって、同意第1号の議案につきましては、委員会付託を省略し、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定いたしました。

ここで休憩します。休憩。

(午前 9時18分)

○議長(三澤一男君) 休憩を閉じ、本会議を再開します。

(午前 9時22分)

○議長（三澤一男君） それでは、先ほど議題としました日程第6、同意第1号の議案についてお諮りいたします。

本案件は人事案件であり、既に全員協議会において詳細説明を受けておりますので、質疑を省略し、討論を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） 討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） ないので、討論を終結し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第2号

○議長（三澤一男君） 日程第7、議案第2号「山形村道路線の認定について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第2号「山形村道路線の認定について」の提案説明を申し上げます。

今年度におきまして、宅地造成により寄付を受けた道路2路線を村道とするため、道路法第8条第2項の規定により、議会の認定に付すものであります。

ご審議をお願い申し上げます。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○建設水道課長（古畑佐登志君） ありません。

○議長（三澤一男君） それでは、議案第2号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します

◎議案第3号

○議長（三澤一男君） 日程第8、議案第3号「山形村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長（本庄利昭君） 議案第3号「山形村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

令和3年度税制改正の大綱に沿い、「地方税法等の一部を改正する法律」が成立したことに伴い、山形村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するものであります。

主な内容につきましては、申請者の押印等の見直しによる改正、及び改正に伴う条項のずれを改正するものであります。

ご審議をお願い申し上げます。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終わりました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○税務課長（旗町通憲君） ありません。

○議長（三澤一男君） それでは、議案第3号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第4号

○議長（三澤一男君） 日程第9、議案第4号「山形村手数料徴収条例の一部を改正す

る条例について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

- 村長(本庄利昭君) 議案第4号「山形村手数料徴収条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

山形村手数料徴収条例には、各種手数料の徴収事務を補足する規定として、証明書や謄本、抄本などの郵送請求に対し、請求者から郵送料を徴収することが定められております。

郵送の場合の交付手数料には普通為替や定額小為替が用いられておりますが、お釣りが出る場合は、普通為替と別に調達したり、現金で返却することも考えられます。そうしたケースを想定し、郵送料に限定せず送付の際に発生する費用はすべて請求者に負担していただくことを明記するものです。

ご審議をお願い申し上げます。

- 議長(三澤一男君) 村長の提案説明が終わりました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

- 住民課長(中川俊彦君) ありません。

- 議長(三澤一男君) それでは、議案第4号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(三澤一男君) 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。
-

◎議案第5号

- 議長(三澤一男君) 日程第10、議案第5号「山形村霊園条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

- 村長(本庄利昭君) 議案第5号「山形村霊園条例の一部を改正する条例について」

の提案説明を申し上げます。

現行条例におきましては、使用者が霊園使用許可証の書替えまたは再発行を申し出た場合、1件50円の手数料を徴収することを規定しております。しかしながら、書替えとは使用者や管理人の変更履歴の加筆といったもので、これに対して手数料を徴収することが適当であるか、また、他の各種手数料の金額に比べ、50円という額が特別の意味を持つか、再発行や書替えの申出の頻度などに加えて、周辺自治体の状況などを総合的に勘案し、手数料徴収の規定を削除するものであります。

ご審議をお願い申し上げます。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終わりました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○住民課長（中川俊彦君） ありません。

○議長（三澤一男君） それでは、議案第5号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第6号

○議長（三澤一男君） 日程第11、議案第6号「山形村環境基本条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第6号「山形村環境基本条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

地球温暖化などのグローバルな問題から、食べ残しを減らすこと、分別の徹底を呼びかける家庭ごみの削減まで、今や環境問題はあらゆる場面でクローズアップされる課題となりました。

村の環境施策を審議し、調査し、意見する役割を持つ環境審議会も、そうした時代に対応した組織となるように、あるいは機能を持つように、審議会について規定した

環境基本条例の改正を行うものであります。

具体的には、何名か環境問題の専門家に加わっていただくため、委員の人数を拡大し、委員の構成も若干変更する内容であります。

ご審議をお願い申し上げます。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終わりました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○住民課長（中川俊彦君） ありません。

○議長（三澤一男君） それでは、議案第6号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第7号

○議長（三澤一男君） 日程第12、議案第7号「認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第7号「認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例のほか、職員のサービスの宣誓に関する条例及び山形村火入れに関する条例の3件について、行政手続等における押印等の規制を見直すための一部改正です。

改正内容はいずれも様式にある「印」を廃止し、行政手続等における押印をなくすものであります。

ご審議をお願い申し上げます。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終わりました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○総務課長（上條憲治君） ありません。

○議長（三澤一男君） それでは、議案第7号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第8号

○議長（三澤一男君） 日程第13、議案第8号「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第8号「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

災害が多発化・激甚化する中、消防団員の負担が増加していることを踏まえ、国の方針に基づき、消防団員の処遇改善をするものであります。

ご審議をお願い申し上げます。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終わりました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○総務課長（上條憲治君） ありません。

○議長（三澤一男君） それでは、議案第8号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第9号

○議長（三澤一男君） 日程第14、議案第9号「山形村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 議案第9号「山形村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が令和2年6月5日に公布され、同法附則第65条で消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正されることを踏まえ、消防団員等公務災害補償を受ける権利を担保する特例を定めたただし書を削除するものであります。

ご審議をお願い申し上げます。

○議長(三澤一男君) 村長の提案説明が終わりました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○総務課長(上條憲治君) ありません。

○議長(三澤一男君) それでは、議案第9号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第10号～議案第14号

○議長(三澤一男君) 日程第15、議案第10号から日程第19、議案第14号までを一括して議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 議案第10号から議案第14号までの令和3年度の補正予算5件について提案説明を申し上げます。

今回の補正予算は、令和3年度の締めくくりの補正予算であり、各会計の歳入歳出を正確に把握、精査の上、編成したものであります。

まず、議案第10号「令和3年度山形村一般会計補正予算(第9号)」の提案説明を申し上げます。

一般会計の補正予算第9号は、歳入歳出に1億1,813万円を追加し、補正後の予算規模を42億8,656万6,000円とするものであります。

歳入予算の主な内容は、村税に1億6,188万円、地方交付税に7,066万9,000円を追加する一方、国庫支出金で2,587万円、繰入金で5,891万円を減額するなど、所要額を計上いたしました。

歳出予算では、事業の確定等に伴い、各款で減額しているところですが、基金費で2億1,991万1,000円を追加計上いたしました。

第2条の地方債の補正は、「緊急防災減災事業債」及び「臨時財政対策債」について、限度額の減額変更を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

次に議案第11号「令和3年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」の提案説明を申し上げます。

歳入歳出からそれぞれ443万円を減額し、総額を10億3,574万円とするものです。

歳入では、新型コロナウイルスの影響がある中で、税収の減少を全体でおよそ1,760万円見込みました。

一方で、本年度途中まで比較的低めで推移していた保険給付費が、ここに来て増え始めたことにより、この動きに合わせて普通交付金を1,100万円増額し、見通しの不明な部分に備え、支払準備基金からの繰入れを200万円計上しました。

歳出では、その給付費をおよそ472万円増額し、前年度の普通交付金や災害臨時特例補助金の精算により確定した県と国への返還金に421万円を計上した反面、コロナの影響が大きいと思われませんが、集団健診の受診者が大幅に減り、委託料やスタッフの報酬など107万円を減額しました。また歳出側の全体の調整として予備費を大幅に減額しております。

次に議案第12号「令和3年度山形村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の提案説明を申し上げます。

歳入から申し上げますと、保険料は普通徴収から特別徴収への切替えによる数字の移動がありますが、トータルでは30万3,000円を追加しました。また、昨年4月から5月に収入となった前年度分の保険料などを繰越金として68万1,000円計上しております。一般会計繰入金は、基盤安定負担金の確定により9万7,000円を増額しました。

歳出では、保険料の増加に伴う県広域連合納付金の追加計上が主な内容となっております。

歳入歳出それぞれに98万円を計上し、総額を8,409万9,000円とするものであります。

次に議案第13号「令和3年度山形村介護保険特別会計補正予算(第4号)」の提案説明を申し上げます。

介護保険特別会計補正予算第4号は、歳入歳出を2,841万9,000円を減額し、総額を7億2,246万3,000円とするものであります。

歳入では、保険料を1,691万5,000円増額し、国庫支出金を782万6,000円、支払基金交付金を2,194万9,000円、県支出金を217万6,000円、一般会計繰入金を1,348万円減額しております。

歳出では、総務費を130万3,000円、保険給付費を2,653万円、地域支援事業費を58万6,000円減額するものです。

次に議案第14号「令和3年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算(第2号)」の提案説明を申し上げます。

清水高原簡易水道特別会計補正予算第2号は、歳入歳出予算をそれぞれ3万9,000円減額し、総額を1,749万円とするものです。

歳入予算では、使用料を66万2,000円増額、繰入金を70万1,000円減額し、歳出予算では、一般管理費を3万9,000円減額するものであります。

以上、議案第10号から議案第14号までの令和3年度の補正予算5件について、提案説明を申し上げました。詳細につきましては、補正予算及び補正予算に関する説明書のとおりでございます。

ご審議をお願い申し上げます。

○議長(三澤一男君) 村長の提案説明が終了しました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

議案第10号についての詳細説明はありますか。

上條総務課長。

○総務課長(上條憲治君) それでは、令和3年度山形村一般会計補正予算(第9号)の補足説明を申し上げます。

1ページを御覧いただきたいと思います。

第1条で歳入歳出予算の補正、それから第2条で地方債の補正を行うものでございます。

初めに、歳入歳出予算の補正であります。2ページ、3ページを御覧いただきたいと思います。主なものだけ申し上げますと、1款、村税に1億6,188万円、2款、

地方譲与税に 1,070 万円、10 款、地方交付税に 7,066 万 9,000 円を追加する一方、14 款、国庫支出金で 2,587 万円、18 款、繰入金で 5,891 万円を減額するなど、所要額を計上しております。

5 ページ、6 ページを御覧いただきたいと思います。

歳出予算であります。事業の確定等に伴い、各款で減額しているところがございますが、13 款、諸支出金で、公共施設整備基金への追加など、2 億 1,991 万 1,000 円を計上いたしました。

7 ページを御覧いただきたいと思います。

第 2 表の地方債補正であります。2 件の起債について補正を行うものでございます。緊急防災減災事業債につきましては、防災無線拡充事業を令和 4 年度に行うこととしましたために、1,820 万円に減額。臨時財政対策債については、発行可能額に合わせ、1 億 3,996 万 4,000 円に減額するものであります。

詳細につきましては、補正予算及び補正予算に関する説明書のとおりでございます。以上です。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第 11 号についての詳細説明はありますか。

○住民課長（中川俊彦君） ありません。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第 12 号についての詳細説明はありますか。

○住民課長（中川俊彦君） ありません。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第 13 号についての詳細説明はありますか。

○保健福祉課長（篠原雅彦君） ありません。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第 14 号についての詳細説明はありますか。

○建設水道課長（古畑佐登志君） ありません。

○議長（三澤一男君） 以上で、詳細説明が終わりました。

それでは、議案第 10 号から議案第 14 号について、一括質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合にも、一括して質問してください。答弁は、その後で行うようにします。

それでは、質問のある議員の発言を許します。

質問はありますか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第15号～議案21号

○議長（三澤一男君） 日程第20、議案第15号から日程第26、議案第21号までを一括して議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第15号から議案第21号までの令和4年度山形村の一般会計1会計、特別会計4会計、及び公営企業会計2会計の合計7会計に係る当初予算について、提案説明を申し上げます。

まず、議案第15号「令和4年度山形村一般会計予算」の提案説明を申し上げます。

令和4年度の一般会計予算は、昨年の骨格予算でありました令和3年度の当初予算と比較して5.0%増、第1号の補正予算編成後との比較では0.3%の増となっております。予算規模は36億5,200万円であります。

令和4年度の当初予算は、DX推進事業や移住・定住対策など時代のニーズを捉えた事業の推進や、新型コロナウイルス感染症への対応事業、また昨今頻発する災害に対応する事業など村民の皆様の安全と安心を守る事業を中心とした予算編成といたしました。

前年度と比較して大きく増減あるものとしては、歳入予算では、村税で8.2%増の9億7,926万3,000円、地方譲与税で35.1%増の4,500万円、地方交付税で6.1%増の13億2,800万円。また、諸収入で15.3%減の8,822万4,000円、村債で21.2%減の1億5,480万円となっております。

歳出予算で前年度と比較して増減の大きなものとしましては、総務費で23.5%増の7億311万円、民生費で4.0%増の11億92万1,000円となっている一方、農林水産業費で19.1%減の1億6,206万7,000円、公債費では、2.7%減の3億506万2,000円となっております。

第2条の「地方債」は、緊急減災防災事業債などの5件の起債について、それぞれ目的、限度額、起債の方法等を設定するものでございます。

第3条は「一時借入金」、第4条は「歳出予算の流用」に関して、地方自治法のそれぞれの規定により、予算で定めるものであります。

詳細につきましては、予算及び予算に関する説明書のとおりでございます。

次に議案第16号「令和4年度山形村国民健康保険特別会計予算」の提案説明を申

上げます。

新年度の国民健康保険特別会計の当初予算は、前年度当初と比較して1.5%、およそ1,600万円増の10億4,372万9,000円としております。

歳入の主なところでは、新型コロナの影響も反映し、国民健康保険税の収入を前年より減額して計上いたしました。また、保険給付費の動向が読みにくい中で、年度途中で財源不足を起こさないように、支払準備基金からの繰入金を本年度と同額の3,500万円計上しました。

歳出の主なものでは、保険給付費を全体で3.3%、およそ2,300万円増額しております。県に納付する事業費納付金は、12月時点での推計値を参考に前年比813万円減の3億400万円と見込みました。また、新型コロナの影響で受診者が減少している集団健診ですが、新年度も通常どおり行い、予算も従来と同様の額を計上しております。

次に議案第17号「令和4年度山形村後期高齢者医療特別会計予算」の提案説明を申し上げます。

後期高齢者医療特別会計の当初予算は、歳入歳出で前年度比およそ66万円増の8,378万円となっております。保険料収入と基盤安定負担金から構成される予算であります。高齡化社会で被保険者が増加しており、今後もこの状況が続いていくことと見込んでおります。

次に議案第18号「令和4年度山形村介護保険特別会計予算」の提案説明を申し上げます。

介護保険特別会計の当初予算は、前年度当初と比較してマイナス2.8%減の総額6億8,796万6,000円であります。

令和4年度は、第8期介護保険事業計画の2年度に当たります。

主な内容は、歳入では、介護保険料1億5,305万9,000円、国庫支出金1億4,224万9,000円、支払基金交付金1億7,659万2,000円、県支出金1億11万円、一般会計繰入金1億1,254万5,000円。

歳出では、総務費1,096万6,000円、保険給付費6億4,202万4,000円、地域支援事業費3,213万6,000円を計上しました。

次に議案第19号「令和4年度山形村清水高原簡易水道特別会計予算」の提案説明を申し上げます。

令和4年度山形村清水高原簡易水道特別会計の予算額は2,853万5,000円で、前年度当初予算と比較し、1,184万1,000円の増となっております。

予算の主な内容であります。歳入では、水道使用料に563万9,000円、繰入金に1,113万7,000円、村債に1,145万円を見込みました。

歳出では、経営管理費に1,674万6,000円、公債費に1,168万3,000円を計上しました。

次に議案第20号「令和4年度山形村水道事業会計予算」の提案説明を申し上げます。

収益的収支予算では、収入の水道事業収益に2億2,713万9,000円を見込み、支出では、水道事業費用に1億8,210万3,000円を計上しました。

資本的収支予算では、収入の資本的収入に41万2,000円を見込み、支出では資本的支出に1億2,150万9,000円を計上しました。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億2,109万7,000円につきましては、消費税収支調整額と過年度損益勘定留保資金で同額を補填するものでございます。

次に議案第21号「令和4年度山形村下水道事業会計予算」の提案説明を申し上げます。

収益的収支予算では、収入の下水道事業収益に4億986万3,000円を見込み、支出では、下水道事業費用に3億4,980万9,000円を計上しました。

資本的収支予算では、収入、資本的収入に2億415万2,000円を見込み、支出では資本的支出に3億5,267万9,000円を計上しました。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億4,852万7,000円につきましては、消費税収支調整額と、当年度の損益勘定留保資金及び過年度未処分利益剰余金で補填しようとするものであります。

ご審議をお願い申し上げます。

以上、議案第15号から議案第21号までの令和4年度の当初予算7件について、提案説明を申し上げます。詳細につきましては、予算及び予算に関する説明書のとおりであります。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

議案第15号についての詳細説明はありますか。

上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） それでは私から、令和4年度山形村一般会計予算の補足説明を申し上げます。

予算書の1ページですが、令和4年度の一般会計予算は、第1条が歳入歳出予算、第2条が地方債、第3条が一時借入金、第4条が歳出予算の流用という内容になっております。

第1表、歳入歳出予算につきましては、歳入が2ページから4ページまで、歳出が5ページから7ページまでとなっております。

歳入予算の中で大きな割合を占めますのは10款、地方交付税であります。13億2,800万円でありまして、歳入全体の36.4%を占めており、前年度比で6.1%増となっております。

次に大きな割合を占めますのが、1款の村税であります。全体の26.8%、前年度比8.2%増の9億7,926万3,000円であります。その他、2款、地方譲与税で、前年度比35.1%増の4,500万円、7款、地方消費税交付金は前年度より2,000万円多い13億2,800万円。

また補助金では、14款、国庫支出金と、15款、県支出金、それぞれの合計で5億4,039万5,000円であり、歳入全体の14.8%となっております。

歳出予算につきましては、前年度当初予算と比較して、増減の大きなものを申し上げますと、2款、総務費が23.5%増の7億311万円、3款、民生費が4%増の11億92万1,000円、6款、農林水産業費が19.1%減の16億206万7,000円、9款、消防費が14.3%増の1億5,185万4,000円、12款、公債費は2.7%減の3億506万2,000円などとなっております。

8ページを御覧いただきたいと思っております。第2表の地方債についてであります、緊急減災防災事業債、公共事業等債、緊急自然災害防止対策事業債、辺地対策事業債、臨時財政対策債について、限度額、それから起債の方法等を設定するものであります。

詳細につきましては、予算及び予算に関する説明書のとおりであります。

以上です。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第16号についての詳細説明はありますか。

中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） それでは、国民健康保険特別会計の補足説明をさせていただきます。

予算書の151ページを御覧ください。歳入歳出事項別明細書でご説明を申し上げます。

まず歳入ですが、先ほど提案説明で主なものを申し上げましたが、それ以外で若干

付け加えます。

県支出金におきまして、歳出側の保険給付費の増額見込みに合わせて、普通交付金をおよそ2,300万円、それから過去の実績とそれから新年度の事業の内容を参考に、特別交付金をおよそ490万円、合わせて2,800万円余を増額しております。

それから歳出では、次のページになりますが、保険事業において新たに取り組む生活習慣病の重症化予防事業、これに要する経費としておよそ330万円を計上しております。

例年のことですけれども、国保特会は給付費の上下の動きに大きく影響されます。常にその部分を注視して早めの対応に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第17号についての詳細説明はありますか。

○住民課長（中川俊彦君） ありません。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第18号についての詳細説明はありますか。

篠原保健福祉課長。

○保健福祉課長（篠原雅彦君） それでは令和4年度山形村介護保険特別会計予算の補足説明ということでお願いいたします。

予算書179ページを御覧いただきますと、そちらに先ほども村長の提案説明で申し上げましたが、総額につきましては6億8,700万円余りということになっております。こちらの会計についても保険給付費の部分がメインということで、今回は6億4,200万円ほどの保険給付費を見込んでいるという状況であります。

事業計画の2か年目ということで、事業計画上ではもうちょっと金額を多く見込んでいるところなのですけれども、3年度の保険給付費の実績を見まして、今年度、4年度の給付を見込んでいるということもありますので、事業者サイドから見るとなかなか収入の部分で厳しいというところがどうしても出てきてしまうということもありますので、今後、ご高齢の方がどんどん増えていくということは分かっているところなのですけれども、サービス提供事業者サイドからするとちょっと心配な要素が出てきているといった状況でございます。

以上です。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第19号についての詳細説明はありますか。

古畑建設水道課長。

○建設水道課長（古畑佐登志君） それでは、詳細説明を申し上げます。

予算書 2 2 2 ページを御覧ください。事項別明細書につきましてですが、歳入では、使用料及び手数料が、前年度比で 90 万 1,000 円の増となっております。

これにつきましては、前年度は新型コロナウイルスの関係で、スカイランドきよみずの水道使用料の減少を見込んでいたわけでありましたが、現在の、経済活動を止めないというような社会の流れもございますので、昨年度より増額というふうに見込んでおります。

また、村債が 1,145 万円の増となっております、それとその次のページ、2 2 3 ページの歳出で、経営管理費が 1,151 万 3,000 円の増となっております。この歳入歳出の増につきましては、清水高原簡易水道特別会計が令和 5 年度から公営企業会計へ移行するための準備として電算システムの改修ですとか、計器の整備、それから、打ち切り決算ですとか、そういった業務を行うためでございます。

以上です。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第 2 0 号についての詳細説明はありますか。

古畑建設水道課長。

○建設水道課長（古畑佐登志君） それでは引き続きまして水道事業会計について詳細説明を申し上げます。

予算書の 2 3 1 ページをお願いいたします。まず第 2 条ですが、業務の予定量につきまして、給水戸数を 3, 2 8 0 戸、年間総給水量を 9 7 万 4, 0 0 0 m³と見込んでおります。

第 3 条につきまして、収益的収支でございますけれども、収入につきましては、前年比で 392 万 3,000 円の増となっております、主な収入としましては水道使用料 2 億 925 万 3,000 円を見込んでおります。

それから、支出のほうでは、前年度比 151 万 9,000 円の増となっておりますが、こちらは、水道ビジョンですとか、経営戦略の見直しなどの業務を行うためでございます。

それから、2 3 2 ページの第 4 条、資本的収支でございます。

収入では、一般会計からの負担金ということで 41 万 2,000 円を見込んでおります。

それから支出では、前年度比 752 万 5,000 円の増となっておりますが、こちらは、建設改良費におきまして、浄水場の上部にございます沈殿池の改修に向けての測量設計業務を行う、そういった業務を予定しているためでございます。

以上です。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第 2 1 号についての詳細説明はありますか。

古畑建設水道課長。

○建設水道課長（古畑佐登志君） それでは、下水道事業会計の詳細説明を申し上げます。

予算書253ページをお願いいたします。まず第2条の業務の予定量でございますが、水洗化人口は8,506人、それから年間の総処理水量を80万8,609^mと見込んでおります。

次に、第3条の収益的収支でございますが、収入は、前年度比で1,443万4,000円の減となっております。こちらは主に、一般会計負担金の減によるものとなっております。

それから、支出につきましては、前年度比で991万9,000円の減となっております、こちらは主に、減価償却費の減ですとか、企業債の利息の減によるものでございます。

次に、254ページの第4条、資本的収支でございますが、収入は、前年度比で、8,719万9,000円の増となっております、また、支出のほうでも、7,775万1,000円の増となっております。

この収入、支出の増につきましては、建設改良費の工事による増ということで、それに伴う国庫補助金と企業債の借入れの増というものでございます。

この建設改良工事につきましては、処理場の曝気装置の更新工事ということで、令和4年から5年の2か年にわたって行う工事でございます、この第6条のところに債務負担行為の期間と限度額ということで記載させていただいておりますが、限度額は2億7,030万円でございます。また、第7条では建設改良工事に伴います企業債の借入限度額ということで、4,100万円としております。

以上です。

○議長（三澤一男君） 以上で詳細説明が終わりました。

それでは、議案第15号から議案第21号について、一括質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合にも一括して質問してください。答弁はその後で行うようにします。

それでは、質問のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案の委員会付託について

○議長（三澤一男君） 日程第27「議案の委員会付託について」を議題とします。

本日提出されました議案第2号から議案第21号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、各常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認めます。よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長（三澤一男君） 以上で、本日の本会議の日程はすべて終了いたしました。

本日の本会議は、これにて閉議し散会といたします。

（午前10時14分）
